住所　東京都杉並区今川１丁目７番12―105号
金美和　昭和57年10月30日生
住所　東京都台東区小島１丁目11番10―502号
マウロ・セルジオ・カカズ　昭和49年11月１日生
住所　東京都葛飾区奥戸７丁目２番８号
崔青龍　昭和60年７月29日生
住所　静岡県御殿場市保土沢293番地16
エンリケ・タケシ・ウエダ　平成２年７月７日生
住所　千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目８番12号
金泰京　昭和35年10月10日生
住所　東京都台東区谷中５丁目１番１号
吳仁教　昭和33年８月12日生
金麗和　昭和39年５月30日生
吳恵實　平成４年12月４日生
吳實和　平成６年８月27日生
吳美佳　平成９年６月７日生
吳英將　平成９年６月７日生
住所　島根県松江市鹿島町佐陀宮内823番地１
金美蘭　昭和45年９月20日生
住所　岡山市北区大供１丁目２番19号
鄭茂雄　昭和12年10月11日生
林月燁　昭和15年１月17日生

住所　福岡県筑紫郡那珂川町恵子３丁目６番１号
金芳枝　昭和25年１月13日生
住所　東京都大田区南蒲田３丁目10番４号
アマンダ・サトミ・オオイシ・パレイロ　昭和63年７月14日生
住所　埼玉県川口市領家４丁目８番６―403号
李奭清　昭和48年２月２日生
住所　埼玉県川越市大字的場2850番地20
李愛精　平成５年３月27日生
住所　神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目５番１号
リカルド・ユキオ・ツチダ・ヤノ　昭和51年８月10日生
住所　横浜市青葉区つつじが丘６番地47
孫濤　昭和44年４月30日生
住所　広島市西区己斐本町３丁目16番１―604号
葉清規　昭和52年６月27日生
住所　神戸市灘区烏帽子町２丁目３番27―406号
マウリシオ・ヨシカズ・サカグチ　昭和47年３月４日生
住所　兵庫県明石市魚住町西岡1657番地１
潘鵬　昭和55年４月24日生

○外務省告示第三百十九号

平成二十四年九月七日にベルンで、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約に関する次の書簡及び所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約の情報交換規定に関する次の書簡の交換がスイス連邦政府との間に行われた。

平成二十四年九月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書によって改正された千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

条約第十一条４の規定に関し、株式会社国際協力銀行は、条約第十一条４(a)(v)に規定する機関とされることが了解される。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスイス連邦政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生じ、二千十二年四月一日以後に租税を課される額について適用されるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年九月七日にベルンで

スイス連邦駐在
日本国特命全権大使　梅本和義

スイス連邦
大統領兼財務大臣　エヴァリーン・ヴィドマー＝シュルンプ閣下

（スイス側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、スイス連邦政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生じ、二千十二年四月一日以後に租税を課される額について適用されるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年九月七日にベルンで

スイス連邦
大統領兼財務大臣　エヴァリーン・ヴィドマー＝シュルンプ

スイス連邦駐在
日本国特命全権大使　梅本和義閣下

（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約の情報交換規定に関する交換公文）

（スイス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書によって改正された千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）及び二千十年五月二十一日にベルンで署名された条約の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解をスイス連邦政府に代わって確認する光栄を有します。

議定書５(c)の規定に関し、議定書５(c)(i)から(v)までの規定によって要求される情報であって、要請国から提供されるもののほか、当該要請国から提供されるその他の情報を通じて、要請する情報を保有しているとは認められる者が特定できる場合においても、行政上の支援の要請に応ずることが了解される。

本大臣は、この書簡及び前記の了解を日本国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生じ、二千十二年一月一日以後適用するものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年九月七日にベルンで

スイス連邦
大統領兼財務大臣　エヴァリーン・ヴィドマー＝シュルンプ

スイス連邦駐在
日本国特命全権大使　梅本和義閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（スイス側書簡）

本使は、日本国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生じ、二千十二年一月一日以後適用するものとすることを確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年九月七日にベルンで

スイス連邦駐在
日本国特命全権大使　梅本和義

スイス連邦
大統領兼財務大臣　エヴァリーン・ヴィドマー＝シュルンプ閣下